

国立天文台プロジェクト室長等選考細則

平成17年11月25日
国天細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立天文台組織運営規則（平成16年国天規則第1号）第6条第2項の規定に基づき、プロジェクト室長等の選考に関し、必要な事項について定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 プロジェクト室長等の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 プロジェクト室長等の任期が満了するとき
- 二 プロジェクト室長等が辞任するとき
- 三 プロジェクト室長等が欠けたとき
- 四 新たにプロジェクト室又はセンターを設置するとき

(選考方法)

第3条 プロジェクト室長等の選考は、台長が、企画会議の意見を聴いて行うものとする。ただし、必要に応じて、台長が、次条に規定する委員会から推薦を受けた者に対し、企画会議の意見を聴いて行うことができる。

(委員会)

第4条 プロジェクト室長等の選考のために、選考委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、選考にあたっては、必要に応じて当該プロジェクト室及びセンターの職員等から意見聴取を行うとともに、広範囲に適任者を求め慎重に審議を行うものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、3人以上5人以下の教授をもって組織する。

- 2 委員は、台長が幹事会議の意見を聴いて決定する。
- 3 委員会に委員長を置く。委員長は、台長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第7条 委員の任期は、当該選考に必要な期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、台長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。